

第 52 回瀬戸内海広域漁業調整委員会議事録

令和 8 年 3 月 5 日（木）

瀬戸内海漁業調整事務所

第 52 回瀬戸内海広域漁業調整委員会

1. 日 時

令和 8 年 3 月 5 日（木）14 時 00 分～15 時 01 分

2. 場 所

神戸市中央区八幡通 4 丁目 2 -12 カサベラ FRⅡビル
三ノ宮研修センター 6 階 605 号室（ウェブ会議併用）

3. 出席委員

【会長】

学識経験者 脇田 和美

【府県互選委員】

和 歌 山 県 山口 太志

兵 庫 県 田沼 政男

岡 山 県 豊田 安彦

広 島 県 箱崎 照男

山 口 県 三浦 忠

徳 島 県 大山 登

香 川 県 嶋野 勝路

愛 媛 県 塩田 浩二

福 岡 県 瀧口 克己

大 分 県 本庄 新

【農林水産大臣選任委員】

学識経験者 久賀 みず保

学識経験者 富山 毅

4. 議 題

（1）令和 8 年度における遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の資源管理措置について

（2）サワラに関する委員会指示について

（3）その他

① 令和 8 年度資源管理関係予算について

② その他

5. 議事の内容

(14 時 00 分開会)

○鉢嶺調整課長 定刻となりましたので、ただいまから第 52 回瀬戸内海広域漁業調整委員会を開催いたします。

私は、本委員会事務局であります水産庁瀬戸内海漁業調整事務所の調整課長を務めております鉢嶺と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日は、府県互選委員である大阪府の岡委員が、事情やむを得ずご欠席されておりますが、定足数の過半数を超える 13 名の委員のご出席を賜っておりますので、漁業法第 156 条で準用する、同法第 145 条の規定に基づき、本委員会は成立していることをご報告いたします。

それでは、早速ですが、脇田会長にこの後の議事進行をお願いしたいと思います。

脇田会長、よろしくお願いいたします。

○脇田会長 はい、ありがとうございます。会長の脇田でございます。

委員の皆様をはじめ関係の皆様方におかれましては、お忙しい中、第 52 回瀬戸内海広域漁業調整委員会にご出席いただきありがとうございます。

本日の委員会では、令和 8 年度における遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の資源管理措置、サワラに関する委員会指示についてご審議いただくほか、令和 8 年度資源管理関係予算などについて、水産庁からの説明が予定されております。

本日は、対面とウェブ会議の併用で会議を開催しております。

議長として、要点を絞った議事進行に心がける所存ですので、ご協力をいただきたくよろしくお願いいたします。

次に、水産庁からの出席者を紹介いたします。金子瀬戸内海漁業調整事務所長です。

○金子所長 金子です。よろしくお願いいたします。

○脇田会長 それから、中村沿岸・遊漁室長です。ウェブでご参加いただいております。

○中村沿岸・遊漁室長 ウェブでの参加となります。中村と申します。よろしくお願いいたします。

○脇田会長 ほか、ご担当官の方々にご出席いただいております。

また、国立研究開発法人水産研究・教育機構から、こちらもウェブ参加ですけれども、水産資源研究所浮魚資源部の山下副部長です。

○山下浮魚資源副部長 山下です。よろしくお願いいたします。

○脇田会長 それから、同部の浮魚第 2 グループ、安田グループ長です。

○安田浮魚資源部グループ長 安田でございます。よろしくお願いいたします。

○脇田会長 はい、ありがとうございます。皆様、こちらの方々にご出席いただいておりますので、ご紹介いたしました。

多数の方にご出席いただいておりますので、代表して水産庁の金子所長から、委員会の開催にあたり、一言ご挨拶をお願いいたします。

○金子所長 皆さん、こんにちは。改めまして、水産庁瀬戸内海漁業調整事務所長の金子でございます。

第 52 回瀬戸内海広域漁業調整委員会の開会に当たり、一言、ご挨拶を申し上げます。

まず初めに、委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、対面及びオンラインによるご出席を

いただき誠にありがとうございます。

本委員会は、これまで、瀬戸内海において複数府県にまたがる海域を回遊する水産資源の管理について検討するとともに、資源管理措置の適切な実施を担保するための「広調委指示」を発動し、関連する漁業調整を通じて、サワラ、トラフグ及びクロマグロをはじめとした広域資源の管理に重要な役割を果たしてきたところです。

本日の第 52 回の委員会では、1つ目としては、令和 8 年度における遊漁者のくろまぐろの資源管理措置及びそれに関連する広調委指示、2つ目としては、サワラに関する広域資源管理措置及びそれに関連する広調委指示、3つ目として、広域漁業調整委員会の今後の役割などについて、ご審議をいただくこととしております。

瀬戸内海における資源管理は、皆様のご理解及びご協力をいただきながら進める必要があると認識しており、このような中で、広域漁業調整委員会の調整機能や委員会指示は、引き続き、重要な役割を果たしていくものと考えております。そして、これからも、その機能が発揮されるよう水産庁としても必要な情報提供などを行ってまいります。

また今後とも、皆様のご意見をお聞きしながら、水産政策を推進し、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得の向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造の確立を目指してまいります。引き続き、委員の皆様方のご理解及びご協力をいただきますよう、改めてお願い申し上げます。

最後に、本日の委員会が実り多いものとなり、瀬戸内海における水産資源が将来にわたって持続的に利用できる体制づくりの一助となるよう祈念いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○脇田会長 金子所長、ありがとうございました。

続きまして、本日使用する資料の確認をいたします。事務局からお願いいたします。

○鉢嶺調整課長 事務局でございます。本日の配付資料について確認させていただきます。

まず、議事次第です。委員名簿、出席者名簿。それから、本日の委員会で説明する資料といたしまして、資料 1 から 4 までお配りしております。資料 1 は、枝番号が 1 から 6 までをまとめたものとなっております。資料 2 は、枝番号が 1 から 8 までをまとめたものです。資料 3、資料 4 となっております。

配付資料は以上ですが、不足や落丁がございましたら、事務局までお申しつけください。

○脇田会長 ありがとうございます。皆様、資料に不足はございませんでしょうか。

それでは、次に、ウェブで出席されている方々への注意事項について、事務局からお願いいたします。

○鉢嶺調整課長 今回の開催形式は、会場出席とウェブ出席の併用による開催となっております。ウェブ出席されている委員の皆様方におかれましては、マイクはミュート（消音）を基本としていただき、ご発言される際は、まず音声またはチャット機能により、発言のご意思を表示いただき、会長の許可を得た後にご発言をお願いいたします。

また、やむを得ない理由により会議中に離席される場合は、先ほど申し上げた手順で会長の許可を得てから離席して、戻り次第、その旨を会長に報告するようにしてください。

万が一、通信状況の悪化等により会議に参加できない状況になった場合、例えば、会議の音声聞こえなくなった、映像が見られなくなった、発言の許可を求めても会長から反応がないといった事態が発生した場合には、チャット機能でお知らせいただくか、速やかに事務局担当者へお電話ください。

また、会場でご出席の皆様方にもお願いがございます。ご発言いただく際は、ウェブ参加者にも伝わ

るように、必ずマイクを通じてご発言いただくようお願いいたします。

皆様、円滑な議事進行にご協力いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

○脇田会長 ありがとうございます。続きまして、本委員会の議事録の署名人の選出についてです。

議事録署名人は、本委員会の事務規程第 12 条の規定により会長の私から指名させていただきたいと存じます。

兵庫県の田沼委員と山口県の三浦委員のお二方に、本日の委員会に係る議事録署名人をお願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。

○田沼委員 了解です。

○三浦委員 了解です。

○脇田会長 ありがとうございます。それでは、田沼委員、三浦委員、よろしくお願いいたします。委員会終了後に、追って事務局から議事録を送付いたします。お願いいたします。

それでは、議題 1 に入ります。「令和 8 年度における遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の資源管理措置について」です。

くろまぐろ遊漁の令和 7 年度及び令和 8 年度における管理について、説明があるほか、委員会指示の改正についてご審議いただくものです。

水産庁からご説明をお願いいたします。

○中村沿岸・遊漁室長 水産庁管理調整課の中村です。よろしくお願いいたします。

資料の 1－1 をご覧ください。くろまぐろ遊漁に関する委員会指示につきましては、太平洋、日本海、この瀬戸内海におきまして、採捕に関する委員会指示として、令和 3 年から、大型魚を採捕したら、国のほうへ報告してくだされといったような規制があるところでございます。

もう一つ、昨年 11 月、12 月頃に開催したときに、広調委で委員会指示を新たに出しておりますが、来年度 4 月 1 日から届出制を導入します。くろまぐろ（大型魚）を釣るのであれば、事前に届け出てくださいといったような規制がありまして、この 2 つの委員会指示がでございます。

今回、お諮りするというような委員会指示につきましては、この最後に関するもの。来年度の 4 月 1 日が近づいてまいりましたので、令和 8 年度の管理について、先にこの広調委の下に設置されております、くろまぐろ遊漁専門部会、こちらの議論が行われましたので、その議論の結果を踏まえて、今般、委員会指示を改正するというものでございます。

瀬戸内海広調委からは、三浦委員に遊漁専門部会の委員として参加いただいているというところでございます。

それでは、1 ページ目をご覧ください。

まず、委員会指示の話に入る前に、今年度におけるくろまぐろ遊漁の管理状況について、簡単に説明させていただきたいと思っております。

今年度、遊漁の年間の採捕数量は 60 トンということで、各月 5 トンで管理をしてきたわけでございますけれども、本年の 6 月、7 月に、想定以上の積み上がりがあったということもございまして、昨年の 9 月以降は、毎月 5 トンを毎月 3 トンに改正して管理してきたところでございます。

基本的には各月、採捕禁止措置が上がっているような状況となってきたところでございます。

総採捕数量は、この資料においては 2 月 13 日時点で 58.8 トンです。昨年度の積み残し 2.1 トンがありますので、それを繰り越して、残り 3.3 トンという状況ですけれども、既に 3 月につきましても、4 日から採捕禁止措置が取られており、ホームページで公表している数字で 2.4 トンとなっておりますが、

これをちょっと超えてきそうというような状況で、今、数字の精査をしているところでございます。そうすると、来年度につきましては、60 トンからその超過した分を差し引いた数量で管理していくということになるというところでございます。

次のページをお願いいたします。

規制のルールをつくった以上は、それをしっかり守っていただくという必要がございます。また、私どものところに、そのルールを守っていないんじゃないかというような疑義情報も寄せられているところでございます。それに対しては、都道府県、取締機関と連携し、取締あるいはルールの周知・調査を行っているわけですが、2月13日時点で、委員会指示により一発で罰則がかかるということではなくて、まずは大臣からの裏付け命令が出るというような制度でございます。この裏付け命令について、現時点で20件出ているというところでございます。

昨年度1年間、トータルで11件でしたので、その倍近い対応状況になってきているところでございます。違反の地域も様々で、使用船舶もPB、遊漁船ともにございます。違反の内容につきましても、小型魚の採捕、採捕禁止中の大型魚の採捕、あるいは報告期限を守らなかったと、こういったものもあるというところでございます。

次の資料をお願いします。

そこまでが、今年度の管理状況でございますけれども、来年度については、この内容を委員会指示に反映させるということですが、1月22日に、先ほど申し上げましたくろまぐろ遊漁専門部会を開催し、議論が行われたところでございます。

採捕上限の設定につきましては、今年度と同様に、毎月均等に設定ということで、仮に60トンであれば、各月5トンで管理することになります。右側に令和8年度（見直し）と赤く帯がありますけれども、令和7年度の余った分は、各月に均等配分するという事で令和8年度がスタートになるのかなと思っております。

もう一つは、月ごとに見たときに、採捕数量を超過した場合は、超過した数量を翌々月の採捕数量から均等に差し引くというようなところも合意されました。

もう一つ、大型魚のバググリミットでございます。1人1月1尾までだったところでございますけれども、これは、1人各期間1尾ということで、この各期間は2カ月ごと、4月、5月で1つ、6月、7月で1つということでございます。

先ほど申し上げたように、特定の月に遊漁の漁獲が集中するということがありましたので、資源管理上の課題があったと認識しております。今回、バググリミットを見直すことによって、遊漁による漁獲のピークが分散され、特定の期間へ集中する資源への影響緩和や、漁業者の操業環境の安定にもつながると考えているところでございます。

この文字化されている部分についてイメージがつきやすいように、下に令和8年度の管理の考え方の例という表を入れておりますので、こちらをご覧ください。

当初採捕数量というところで、当初は少し余剰が出る見込みでございましたので、資料のほうはプラスオンされるほうで作成しております。余った場合は、各月に振り分けるということでございます。例えば各月5.2トンずつでスタートした場合、採捕実績をみると、4月、5月は5.2トン内に収まり、6月に5.2トンの数量に対し、12.2トンの採捕実績があるため、7トン採捕数量が超過するということですので。右上にあるとおり、月ごとの採捕数量を超過した場合は、超過した数量を翌々月から引きます。翌月でない理由は、月末のどの地点で採捕数量を精算するのか、あるいは、月末が休日対応だった場合、

どのように対応するのかという問題が出てきますので、翌月ではなくて、翌々月から調整を行うこととしております。7トンの超過に対して、7月は採捕数量を調整せず、翌々月の8月以降、超過した分は差引くということで、この場合、0.8トンずつ各月から差引くため、以降、毎月4.4トンで管理していくこととなります。こういったイメージで、次年度は管理を行っていくということでございます。これを後ほどお示しいたします委員会指示へ反映させていく内容となっております。

次のページをお願いいたします。先ほどまでは、採捕に関する委員会指示に関することでした。ここからは、届出のほうに関する現在の進捗について説明させていただきたいと思います。

届出に関する状況でございます。届出については、本年の1月1日から受付を開始しております。4月1日以降の制度ということになりますけれども、2月13日時点における届出の件数は、4,313件となっております。本日時点でいきますと、この数字よりもさらに多くなっているため、届出件数はまだ増えていくであろうと考えております。

それぞれの届出件数は、以下のとおりですが、例えば、プレジャーボートを持っている方が、自分で運行し、くろまぐろ（大型魚）を釣るということであれば、左側の遊漁者の届出とともに、右側のプレジャーボートを運行する者の届出の2つを届出する必要があります。重複があるということでございます。ですので、それぞれ分解していくと、遊漁者届出3,457件とか、そういった数字になるのですが、これを全部足し上げても、上にあります合計4,313件にはなりませんので、そこはご注意くださいとともに、現状、こういった状況にあるということでございます。

1点、注意が必要なのは、右側、遊漁船業者とプレジャーボート等の運航者、共通で、届出を受け付ける期間が今年の3月20日まででございますので、この期限を越える、もしくは届出を忘れてしまったということであれば、来年度の1年間については、くろまぐろ（大型魚）を目的とした運航ができなくなりますので、私どもとしても周知をしっかりとやっていきたいと考えております。

次のページをお願いいたします。その周知状況についてです。

全国向けの説明会を行っており、また遊漁船業者を対象とした説明会も行っています。今の時代でございますので、SNSを使って広く浸透させたいとも考えております。

特にくろまぐろを釣る方は、漁業であれば、その漁協を通じて周知ができるのですが、なかなか遊漁は組織化が進んでおりませんし、また、マグロを釣る方が不特定多数になっておりますので、あの手この手で周知というものを図っているところでございます。

政府公報を使ったラジオですとか、新聞や雑誌も活用しており、また、ポスター・チラシを水産庁で作成し、各方面へ配布しております。水産庁のホームページにも掲載しております。

また、イベントということで、横浜の釣りフェスやフィッシングショーOSAKA、こういったところにブースを出展し、対応を行っているところでございます。

また、港湾部局を通じた、マリーナ関係者への周知もお願いしているところでございます。

引き続き、周知を水産庁としても図ってまいりたいと考えております。

次の資料1-2をご覧ください。先ほど申し上げたように、バググリミット部分の改正を委員会指示で行う必要があります。下のほうにありますけれども、これまで1人1月1尾だったバググリミットにつきまして、1人各期間1尾までに改正するというもので、各期間というのはそれぞれありますとおり、4月・5月、6月・7月、8月・9月、10月・11月、12月・1月、2月・3月というカテゴリとし、施行日は令和8年4月1日でございます。

次の資料（1-3）は改正内容を反映した資料です。

資料9ページ目をご覧ください。先ほど申し上げたバググリミットについて、期間ごとにということで追記しております。

次のページをお願いいたします。附則に令和8年4月1日から施行する旨記載しております。また、施行前に裏付け命令が出ているものにつきましては、それを適用する規定も入れてございます。

次の資料をお願いいたします。資料1－4は新旧対照表でございます。

次の資料をお願いいたします。資料1－5は採捕数量に関する方針で、先ほど申し上げたように、各月5トンと均等に管理をしていきつつ、増減に応じて調整をしていくことを運用方針として定めるというものでございます。

次の資料1－6をご覧ください。採捕の禁止に関する運用方針で、これまでどおり採捕について管理する数量を超える恐れがある場合には、採捕禁止の措置を取るという運用方針を今回も定めるというものでございます。

資料の説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○脇田会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問やご意見があればお願いいたします。

それでは、ウェブの愛媛県の塩田委員をお願いいたします。

○塩田委員 1つお聞きしたいんですけども、瀬戸内海では非常にまれなケースになると思うのですが、太平洋などの場合ですと、クロマグロ狙いではなく、カツオとかメジナとか、ほかの魚種を釣りに行って、外道として釣れてしまうという場合もあると思うのですが、そういう場合は、基本的に即リリース、加えて、少しでもクロマグロが釣れてしまう可能性があるのであれば、事前に届出しておきなさい、ということでしょうか。

○中村沿岸・遊漁室長 ご質問ありがとうございます。ご認識のとおりでございます。届出をしていなければ採捕できず、保持することができないため、直ちにリリースしていただくということでございます。

また、カツオですとかキハダを狙いに行ったときに、この時期、この漁場であれば、クロマグロが混ざって採捕されるかもしれないということであれば、念のため、あらかじめ届出をしていただくことが、その方にとってもよろしいのかなと思います。

○塩田委員 分かりました。ありがとうございます。

○脇田会長 ありがとうございます。ほかに、ご質問やご意見などございますか。

(質問、意見なし)

○脇田会長 それでは、ご意見やご質問はないということですので、本件につきまして、賛成、反対について、ご意見いただきたく、ご発言いただければと思いますがいかがでしょうか。ウェブの方は、マイクをオンにいただければ幸いです。

(「異議なし」の声あり)

○脇田会長 ありがとうございます。それでは、異議なしということでご発言いただきましたので、本委員会として、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第48号を原案どおり一部改正するとともに、併せて「採捕数量に関する運用方針」及び「採捕の禁止に関する運用方針」について、原案どおり制定することいたします。

なお、今後の事務手続上、軽微な修正などがあった場合には、会長である私に一任いただきたいと思います。

事務局におかれましては、委員会指示の発出に係る事務手続きや、官報への掲載をお願いいたします。それでは、次の議題にまいります。

議題（２）は、「サワラに関する委員会指示について」です。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

○松村資源課長 瀬戸内海漁業調整事務所の資源課長の松村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私のほうから、サワラに関する委員会指示について説明いたします。お手元、資料２－１からご覧ください。

資料２－１につきましては、今年度の資源管理措置を記載しております海域図になっております。

令和７年度におきましては、記載のとおり、各海域において、休漁日の設定ですとか、瀬戸内海全域共通でサワラ流し網の網目規制 10.6 センチ以上が委員会指示において担保されておまして、例年どおり措置されているところでございます。

そして以後、資料２－２から２－６まで続いておりますが、お手元の資料２－５をご覧ください。サワラ広域資源管理に係る委員会指示についてという資料でございますが、今回、委員会指示の発出につきましては、広域に回遊するサワラ資源の回復を図るため実施する休漁や流し網の網目制限等の取組について、実効性の確保とともに、資源の状況等に機動的に対応するため、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による公的担保措置をこれまで講じてきたところでございます。そして、現行の委員会指示第 49 号の有効期間が、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとなっております、引き続き、取組の実効性の確保や資源の状況等に機動的に対応する必要がございますので、令和 8 年度においても、サワラ広域資源管理に係る委員会指示を発出することとさせていただければと思います。そのため、２の（１）にございますとおり、現行の取組を継続することから、指示の内容は現行のとおりとさせていただければというふうに思います。

戻りまして、資料２－２から２－４ですけれども、こちら、令和 8 年度のサワラ広域資源管理の取組が記載されておりますが、先ほど申し上げたとおり、令和 7 年度の取組と内容は同じものとなっております。

資料２－６をご覧ください。こちらが、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 52 号の案となっております、先ほど申し上げましたとおり、指示の内容は、令和 7 年度のものとは相違ございません。

１点、変更点は、会長名、脇田委員のお名前を今回から記載させていただいております。

簡単ですが、サワラに係る委員会指示の内容は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○脇田会長 ご説明、ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問やご意見などがあればお願いいたします。

和歌山県、山口委員お願いいたします。

○山口委員 すいません、和歌山県の山口ですけれども、ちょっと先ほどのまぐろの管理等にあるように、遊漁者に対しても、取締じゃないんですけれども、５月 15 日から 6 月 15 日の禁漁期間をちゃんと遊漁者にも連絡するというような方法は取っているのでしょうか。

○脇田会長 これにつきましては、水産庁さんのほうからでよろしいですかね。

○金子所長 瀬戸内海漁業調整事務所所長の金子でございます。今のご質問の趣旨は、サワラについても漁業者の皆様で、広域資源管理措置が取られており休漁期間を設けているので、まぐろの遊漁で実施しているとおり、これについて遊漁者にも周知したほうが良いというご意見であると認識しました

が、よろしいでしょうか。

○山口委員 はい、それでよろしいです。

○金子所長 はい、分かりました。今後、サワラについても、この後ご紹介しますが、遊漁に対する取組を進めていきたいと思っておりますので、サワラ漁業者の皆様にも長年取り組んでいただいておりますサワラの広域資源管理措置についても、タイミングを計って、遊漁者の皆様にも周知していきたいと考えております。

○山口委員 よろしく申し上げます。

○金子所長 はい。

○脇田会長 ほかに、ご意見、ご質問等はございますか。

(質問、意見なし)

○脇田会長 よろしいですか。和歌山県の山口委員、今の回答でよろしいですか。

○山口委員 ありがとうございます。

○脇田会長 ありがとうございます。それでは、こちらの議題について、賛成、反対の発言をお願いしたいんですけれども、マイクをオンにしてご発言をお願いできますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○脇田会長 ありがとうございます。それでは、皆様から異議なしというご発言をいただきましたので、本委員会として、原案のとおり「瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 52 号」を本日づけで発出することとし、今後の事務手続上、軽微な修正などが合った場合には、会長である私に一任いただきたいと思います。

事務局におかれましては、委員会指示の発出に係る事務手続、官報への掲載などをお願いいたします。

それでは、続いて、資料 2-7、2-8 について事務局からご説明をお願いいたします。

○松村資源課長 続きまして、資料 2-7 をご覧ください。引き続き、資源課長の私、松村のほうからご説明いたします。

資料 2-7 及び 2-8 につきましては、ご報告の事項となります。

資料 2-7 を 1 枚めくっていただいて、右上に別紙 1 と書いてあります、ポンチ絵をご覧くださいと思います。サワラ瀬戸内海系群につきましては、行政間の会議でございますサワラ検討会議と漁業者の皆様にも集まっていただくサワラ漁業者協議会の 2 つの協議体がこれまで運営されてきておりまして、後者のサワラ漁業者協議会につきましては、これまで全漁連さんに事務局を務めていただいておりますところなんです。今般、その事務局体制が、全漁連及び瀬戸内海漁業調整事務所も入りまして、共同事務局となり、体制に変更ありましたので、それを受けて、漁業者協議会をサワラ検討会議の内部に位置づけるという体制の変更を行ったところでございます。この 2 つの会議の運営自体は、これまでと何ら変わらないものですが、ポンチ絵にもありますとおり、広域漁業調整委員会のほうにも適宜報告させていただき、また連携することとしておりますので、今後も何かあれば、ご報告をしていきたいと考えております。

次に、資料 2-8 のほうをご覧ください。16 ページでございます。

先ほど、遊漁に関するご質問、ご意見をいただきましたが、こちらは、サワラ遊漁に関するアクション・プランという資料となっております。

サワラについては、これまで、先ほど申しましたサワラ検討会議や、サワラ漁業者協議会において、遊漁の管理について議論されてきたところでございます。今般、関係者間において、このサワラ遊漁に

関するアクション・プランに基づき、今後、遊漁に関する実態を把握し、必要な検討を行っていくということになりました。内容について、私のほうから簡単に説明させていただきますと、左にフェーズ1からフェーズ3、それぞれ令和7年度末頃まで、令和9年度末頃まで、そして令和10年度末頃までというふうにめどを書いておりますところ、それぞれのフェーズにおいて、遊漁の実態を把握するための取組を行っていくこととしております。

まず、フェーズ1は、その目的をサワラ遊漁の年間採捕量を推計した上で、暫定的な漁獲採捕尾数ベースのサワラ遊漁の割合を算出することとして、インターネットの釣果投稿サイトを利用し、採捕情報に基づくサワラの陸釣り遊漁の採捕データを漁業独立データとして確立することを目的とし、真ん中にあります取組内容、サワラ遊漁に関するネット情報及び遊漁船業者への聞き取り等に基づく関係府県の登録遊漁船の実態把握及びサワラ採捕データ等を収集・整理する、そして、釣果投稿サイトの採捕情報に基づくサワラ陸釣り遊漁の採捕データを収集・整理する、というような取組を行っているところでございます。

そして中段、フェーズ2では、サワラ遊漁の年間採捕量を推計した上で、漁獲・採捕尾数及び量ベースのサワラ遊漁の割合を算出する。そして、サワラ遊漁船のサンプル調査に基づくサワラ遊漁船の採捕データを漁業独立データとして確立することを目的として、関係府県の登録遊漁船のサンプル調査を実施する。そして、遊漁者及び遊漁関連団体等への周知活動を行うといった取組内容を行うことを検討しております。

そして、フェーズ3では、一番下の部分ですけれども、サワラ遊漁の情報・データの資源評価への活用方法を検討し、サワラ遊漁の採捕報告及び資源管理措置を検討することを目的とし、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示等の検討、そして、遊漁者及び遊漁関連団体等への周知活動及び協議等を取組の内容としております。

下の米印にあるとおり、表の記載内容につきましては、各フェーズの結果及び状況変化等を踏まえて、適宜、修正する可能性があるとしておりますが、遊漁につきましては、水産庁としましても、漁業と一貫性のある管理を行うことを掲げており、引き続き、関係者の皆様と連携しながら、状況把握等を務められるように取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○脇田会長 ご説明、ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問やご意見などがありましたらお願いいたします。

徳島県の大山委員、お願いいたします。

○大山委員 すみません。先ほどのプランについて、私たちのほうからも、しっかり実施していただくことを強く要望しておきます。ありがとうございます。

○脇田会長 ありがとうございます。

愛媛県、塩田委員、お願いいたします。

○塩田委員 1つお聞きしたいのですが、遊漁採捕量実態調査アプリの中に、くろまぐろ以外のその他の魚種で、その中に既にサワラがありますけれども、現在、報告が義務ではないので、ほとんどないかと思うのですが、このアプリでサワラの採捕報告というのはある程度あるのでしょうか。

○脇田会長 こちらにつきましては、水産庁のほうからお願いいたします。

○金子所長 瀬戸調の所長の金子です。水産庁で遊漁のアプリを運用しておりますけれども、最近

の報告はチェックしておりませんが、残念ながら、やはり義務づけが行われていないので、くろまぐろ以外の報告は、ほとんどないという認識を持っており、サワラについても、これまで報告はほとんどないというふうに我々は認識しております。

○塩田委員 分かりました。ありがとうございます。

○脇田会長 ありがとうございます。ほかに、ご意見、ご質問をお願いいたします。

(質問、意見なし)

○脇田会長 それでは、ご意見、ご質問、出尽くしたようですので、本件については、今後、適切な運用に努めていただきたいと思います。

本件につきまして、私からも少しコメントですが、この遊漁に対する管理は本当に重要だと思っており、アクション・プランについて、本当にきちんとやっていただきたいということと、サワラ遊漁への措置によって、ほかの魚種にも取組を拡大していけるのではないかという期待もありますので、ぜひ確実かつ着実に進めていただきたいというふうに思います。

それからもう一点、私から質問ですが、この資料２－８のサワラ遊漁に関するアクション・プランのフェーズ１で、つまり今年度末頃までにサワラ遊漁の年間採捕量を推計して、サワラ遊漁に関する取組内容のところでは、聞き取りも調査も行って、と書かれているので、この結果は次回の広調委でご説明いただけたと考えてよろしいのでしょうか。

○金子所長 ありがとうございます。会長から頂いたご意見・ご質問のうち、まず１点目の話ですが、我々も同様に考えており、やはり瀬戸内海において自主的に広域な資源管理措置が取られているのはサワラであり、また、遊漁によるサワラの採捕が瀬戸内海の広域で一定程度あると我々は想定しておりますので、まずはサワラの遊漁に関して取組を進めていきたいと考えております。

今後、サワラのアクション・プランに基づいた取組を進める上で、良い取組、もしくは成功事例等が出てきた場合には、瀬戸内海の広域で遊漁によって採捕されているその他の魚種にも横展開をしていきたいと考えております。

２点目のご質問について、アクション・プランの１行目、フェーズ１の令和７年度末の話ですが、このサワラ検討会議は行政間の会議になりますけども、そこで関係府県の皆様と協力して、既に作業を進めております。ただ、まだ完成はしておらず、主にネット情報に基づいて、遊漁者がサワラを釣り上げたことをネットに投稿している実態があり、いくつかのサイトでの情報収集を中心に、現在まとめている段階であります。ネットからの情報であり、かなり不確かな情報になるため、我々としては、それはあくまで基礎資料になると思っております。それを行政の基礎資料にした上で、フェーズ２に移行し、具体的に遊漁船業の皆様へサンプル調査をしていくこととなりますが、フェーズ２に記載のとおり行えば、かなり確実なデータを入手できるため、フェーズ１のネット情報と比較分析するなどしてデータを活用していきたいと考えております。現在我々が取りまとめているフェーズ１の基礎資料の信憑性を検討しながら、フェーズ２の内容を見て、広調委の委員の皆様にご報告することも含めて今後検討していきたいと考えております。

○脇田会長 ご丁寧なご説明、ありがとうございました。はい、よく分かりました。とても画期的な取組だと思っておりますので、ぜひ進めていただければと思います。ありがとうございます。

それでは、続きまして、議題３に入ります。その他についてです。

まず、令和８年度資源管理関係予算について、水産庁からご説明をお願いいたします。

○松村資源課長 瀬戸内海漁業調整事務所の松村でございます。令和８年度の水産予算の概要につ

いて、概要をご説明いたします。

資料3をご覧ください。1枚めくっていただいて、資料3ページ目が、令和8年度の水産関係予算の主要事項となっております。項目ごとに、左に令和8年度当初の概算決定の予算額、そして、右に令和7年度の補正予算の予算額を記載しておりまして、令和8年度の当初予算の括弧内の数字は、令和7年度当初予算額となっております。

13ページをご覧ください。順番にご説明いたします。

水産資源調査・評価推進事業等としまして、海洋環境要因の把握や資源評価の精度向上等のための予算を計上しておりますが、昨年度が約70億の予算額に対し、令和8年度当初で約78億、そして令和7年度補正で約11億となっており、水産庁としまして、資源評価を充実させていこうと考えております。

次、ページをめくっていただいて14ページをご覧ください。スマート水産業推進事業としまして、漁獲情報等の電子的な収集体制の強化やスマート機械の導入等を支援し、スマート水産業の普及等を推進するものでございます。

次、15ページをご覧ください。こちら、新ロードマップに基づく資源管理等高度化促進事業としまして、令和6年に更新されました資源管理の推進のための新たなロードマップに基づく資源管理等の高度化を推進するものでございます。資源管理協定の推進や数量管理体制の構築・推進、そして先ほど話題がありました遊漁の管理システムの構築に伴う予算等を計上しております。

また、ページをめくっていただいて、次は、さけ・ます等栽培対象資源対策事業でございます。瀬戸内海においては、さけ・ますはあまり関係がないのですが、トラフグなどが関係しておりまして、環境変化への対応が喫緊の課題となっておりますので、環境変化に対応した増殖手法の改良や新規栽培対象者の種苗生産・放流技術の開発を行うための事業となっております。

また1枚めくっていただいて、最後の17ページ、漁業収入安定対策事業でございます。こちら、計画的に資源管理等に取り組む漁業者、養殖業者を対象としまして、収入が減少した場合に、漁業者の積立金と国費により補填するものとなっております。資源管理への取組や漁獲変動などに伴って発生する一時的な減収に対応するための事業としまして、これまでも活用いただいていると承知しております。

簡単ですが、令和8年度の水産予算の概要の説明は以上となります。

○脇田会長 ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見などがあればお願いいたします。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

○脇田会長 それでは、続きまして、その他の議題「②その他」です。「広域漁業調整委員会の今後の役割等について」、事務局からご説明をお願いいたします。

○鉢嶺調整課長 事務局でございます。資料4でございます。前回の昨年11月の広調委におきまして、広域漁業調整委員会の今後の役割等について、委員会でご意見を頂いたところでございます。

今回は、瀬戸内海に限らず太平洋、日本海・九州西の各広域漁業調整委員会でいただいた意見について、この資料に基づいて説明させていただければというふうに思っております。

まず、昨年11月4日に開催されました太平洋広調委では、対象資源について、幅広い漁業種類が対象となるブリを広調委で利用できるのではないかと、というご意見があったところでございます。

また、広調委の位置づけですとか、広調委指示について、こちらにつきましては、管理を進める上で生じた問題というのを共有する場として広調委が活用できるのではないかと、漁業法の改正により、

数量管理をベースとすることになったことで、広調委の役割と重なってしまったところがある、委員会指示はこれまでの取組を担保するのが目的であって、都合よく使わないほうがいいのではないかと、いったご意見もあったところでございます。

資源評価につきましても、検証頻度についてご意見があったところでございます。

続きまして、昨年 11 月 14 日に開催されました本委員会では、サワラやトラフグといった対象資源について、日本海・東シナ海・瀬戸内系群の資源評価の結果報告がされたところでございますけども、広調委指示があるサワラについては、詳細な説明が必要であるといった意見があった一方、広調委指示の対象、今回でいうトラフグについては簡潔な説明で良いのではないかと、というような意見を頂いたところでございます。

また、遊漁対応につきまして、瀬戸内海はタコやサワラなど遊漁対象となる資源が多いこともあり、遊漁についても何とか対応できないか、遊漁関係者をオブザーバーとして広調委で話を聞くといったこともできるのではないかと、といった意見も頂いたところでございます。

広調委の役割につきましては、TAC 管理だけではうまくいかないことについて、各委員は、各府県に持ち帰って次の広調委のときにそれぞれ結果を報告すると、そういったことに活用しても良いのではないかと、というような意見を頂いたというところでございます。

次のページです。昨年、12 月 2 日に開催された日本海・九州西広域漁業調整委員会においては、対象資源について、広調委で扱うほとんどの魚種が TAC 管理での議論をしており、TAC 意見交換会やステークホルダー会合などの枠組みがあるため、必ずしも広調委で同じような議論を行う必要はないのではないかと、というご意見や、禁漁期を設定しているものの各関係機関でずれがあったりするので、広調委で調整を行うのが適しているのではないかと、といった意見もあったところでございます。

また、アンケートを取って順序付けし広調委で議論しても良いのではないかと、というご意見もありました。

また、会議の簡素化について、報告だけで済むようなものについては簡素化してはどうか、というご意見もありました。

また、広調委の役割として、現場の方が困っているようなことを積極的に聞きたいのではないかと、現場をよく知る漁業者からの問題提起も有益ではないかと、いったご意見があったところでございます。

資料 3 から 4 ページ目については、前回の資料を参考までに添付しております。

説明は以上ですが、なお本日は、この場で何か結論を出すというわけではなくて、今回の報告を受けて、委員の皆様から、また何かご意見等を頂ければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○脇田会長 ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問や、また、今後の広域漁業調整委員会の役割についても、ご意見などがあれば承ります。ご自由をお願いいたします。

ウェブ参加の方から、特にご意見などはございませんでしょうか。会場の嶋野委員、本庄委員も、よろしいですか。

(質問、意見なし)

○脇田会長 それでは、議題の「その他」として予定しているものは以上となります。

最後に確認ですけれども、これまでの議事において、言い足りない、あるいは発言するタイミングを逃してしまったなど、何かご発言がある方は、マイクをオンにして、今、お伝えいただければと思いますがいかがでしょうか。

(発言なし)

○脇田会長 特になさそうです。

私から一点だけ。今日ご説明いただいた中で、議題の1つ目のくろまぐろの中で、水産庁から国土交通省港湾局を通じて、プレジャーや、マリーナ運営管理者に対して、くろまぐろの大型魚の採捕規制の周知をしていただくよう連携していただいたと伺いました。省庁間連携が行われるというのは、本当に素晴らしいことだと思うので、ぜひお進めいただきたいと思いますし、同様に、プレジャーの人たちにもよりよく周知できるように、サワラの調査をかけている段階から、おそらくプレジャーの人たちにも調査が及ぶと思います。年次が進んでいけば、調査がこれから入る旨、プレジャーの人たちや遊漁者の方々にも連絡が入り、それによって、漁業者の皆様だけでなく遊漁者の方たちも、みんなで資源管理をしていこうという機運が海域全体で盛り上がるといいなと思います。実施した後に遊漁者に言うと、聞いていなかったと言われることが多いので、やる段階で、このような取組を行っているので一緒にやりましょうとか、お互い何かあれば情報共有しましょう、という形でお進めいただくと、とても良いと思いました。漁業者の皆様が長年取り組んでいる資源管理をより強固に別のステークホルダー、遊漁者の方々にもきちんと実施していただくことで、よりよい資源管理になると思いますので、ぜひお進めいただければと思います。

それでは、全ての議事について、ご了承いただきましたので、引き続き、次回の広域漁業調整委員会の開催予定について、事務局からご説明をお願いいたします。

○鉢嶺調整課長 事務局でございます。次回の本委員会の開催につきましては、例年どおりであれば、11月から12月頃の開催を予定しております。

日時、場所、開催形式等につきましては、会長、委員の皆様のご都合もお伺いしながら、検討の上、追ってご連絡を差し上げますのでよろしくお願いいたします。

○脇田会長 次回の委員会は、例年どおりであれば、11月から12月ということですので、委員の皆様方におかれましては、年末のご多忙な時期に恐縮ですが、ご出席をよろしくお願いいたします。

それでは、委員各位、ご臨席の皆様におかれましては、議事進行へのご協力及び貴重なご意見をありがとうございました。

事務局におかれましては、本日いただいたご意見を踏まえて、今後の委員会の運営に活用していただきたいと思います。

なお、議事録署名人に指名させていただきました田沼委員、三浦委員のお二方には、後日、事務局から本日の議事録が送付されます。届きましたら、ご署名のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、第52回瀬戸内海広域漁業調整委員会を閉会いたします。ご審議、ありがとうございました。

(15 時 01 分閉会)